

予備電源について

2024年10月30日

資源エネルギー庁

今回御議論いただきたい論点

- これまで本作業部会での議論を踏まえ、予備電源制度の検討、初回募集に向けた詳細設計を進めてきた。
- 2024年8月30日～9月30日を応札の受付期間として、電力広域的運営推進機関（以下、広域機関）で初回募集を実施。2024年10月1日、広域機関のホームページで募集結果が公表された。
- 本日はまず、初回の予備電源募集の結果を御報告する。
- 次に、第2回の予備電源募集に向けた検討の進め方について御議論いただきたい。

初回の予備電源募集の結果

第2回の予備電源募集に向けた検討の進め方

初回の予備電源募集の結果

- 初回（2025年度・2026年度制度適用開始向け）の予備電源募集について、広域機関のホームページにて2024年10月1日に**応札はなしという結果が公表された。**



電力広域的運営推進機関
Organization for Cross-regional Coordination of
Transmission Operators, JAPAN

Google 提供



会員専用



会員情報管理
システム

会員専用



広域機関
システム

会員専用



スイッチング
支援システム



容量市場
システム

電力広域的運営推進機関 ホームページ

ホーム

広域機関とは

広域機関システム
計画提出

スイッチング
30分電力量

需要想定
供給計画

広域系統長期方針
整備計画

系統アクセス

容量市場・
発電設備等の
情報掲示板

トップ > 予備電源制度 > 予備電源に関するお知らせ > 2024年度 > <募集終了> 予備電源（2025年度・2026年度制度適用開始向け）の募集開始について

更新日：2024年10月1日

予備電源制度

- ▶ 予備電源に関するお知らせ

<募集終了> 予備電源（2025年度・2026年度制度適用開始向け）の募集開始について

2024年10月1日 当募集への応札はありませんでした。

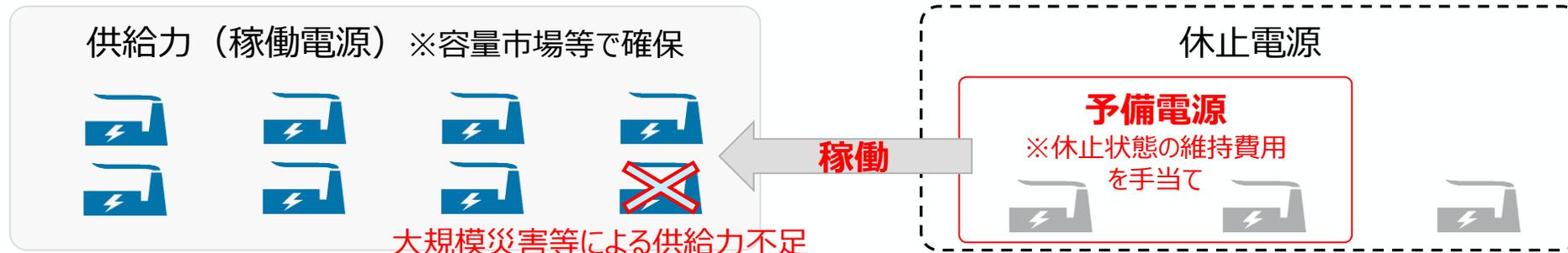
予備電源制度は、緊急時等にも必要な供給力が確保されるよう、一定期間内に立ち上げが可能な休止電源を維持する仕組みとして、当機関が実施することとして国の審議会等において整理され、募集要綱及び約款について意見募集を行いました。

[予備電源募集要綱（2025年度・2026年度制度適用開始向け）（案）](#)及び[予備電源契約約款（案）](#)に関する意見募集の結果

【参考】予備電源制度の概要

- 緊急時にも必要な供給力が確保されるよう、一定期間内に稼働が可能な休止電源を維持する枠組みである「予備電源」制度について、2024年8月30日～9月30日に初回募集を実施。制度概要は以下のとおり。
 - 目的:大規模災害等による電源の脱落や、需要の急増など、追加の供給力確保を行う必要が生じた際に、休止中の予備電源を稼働させることで、供給力不足を防ぐ。
 - 対象電源:容量市場で安定電源に区分される10万kW以上の火力電源であり、容量市場メインオークションにおいて2年連続で、不落札若しくは未応札の電源、又は容量市場における経済的な理由による差替え元電源。
 - 募集:短期(3か月程度)で立ち上げを求められる電源と長期(1年程度)で立ち上げを求められる電源の両方を募集。短期立ち上げは100~200万kW程度、長期立ち上げは200~300万kW程度とし、合計で300~400万kW程度調達することとした(初回募集においては、東西の2エリアで100万kWずつ募集)。
 - 決定方法:価格評価及び価格以外の評価を踏まえた、事業者提案に基づく総合評価方式で予備電源維持運用者を決定。価格評価については、目安価格(6,429円/kW)を下回る電源から応札単価が低い順に高評価。
 - 対象費用:休止措置及び休止状態の維持に係る費用。なお、予備電源を稼働させる場合は、供給力不足が生じた際の公募等の立ち上げプロセスを経ることとしており、立ち上げ・稼働に必要な費用は立ち上げプロセスで負担。
 - リクワイアメント:制度適用期間(初回募集では12~36か月)において、休止状態を維持し、供給力不足が生じた際の公募等の立ち上げプロセスに応札することを求める。

予備電源の制度イメージ



初回の予備電源募集の結果

第2回の予備電源募集に向けた検討の進め方

第2回の予備電源募集に向けた検討の進め方

- 初回募集に応札がなかったことを踏まえ、その背景や状況を把握しながら検討を進めるべく、10万kW以上の火力電源を持つ発電事業者を中心にアンケートを実施している。
- 第2回の予備電源募集に向けた制度の詳細設計については、アンケートの結果も踏まえながら検討していくこととしてはどうか。
- また、第十七次中間とりまとめに記載されている「2回目以降の募集に向けた継続検討事項」については、初回募集に応札がなかったことを踏まえて、今後必要に応じて検討を深めることとしてはどうか。

【参考】アンケート項目

- 対象事業者：10万kW以上の火力電源を持つ発電事業者
- 質問項目
 - No.1：応札の検討が可能であった電源数について
 - No.2：容量市場メインオークションで2年連続不落札又は未応札等について
 - No.3：制度適用期間について
 - No.4：目安の価格について
 - No.5：対象費用について
 - No.6：契約金額・支払いについて
 - No.7：リクワイアメント（休止状態の維持と立ち上げプロセスへの応札）について
 - No.8：ペナルティについて
 - No.9：その他の要件に関する事項（想定立ち上げコスト、休止届出の提出等）
 - No.10：本制度以外の事項（規制対応等）
 - No.11：休廃止時に予備電源制度があった場合の検討状況
 - No.12：その他、本制度に対する御意見

【参考】 2回目以降の募集に向けた継続検討事項（1）

第十七次中間とりまとめ
(2024年6月28日)

第十七次中間とりまとめ（2024年6月28日）

2. 予備電源制度の詳細設計

(10) 2回目以降の募集に向けた継続検討事項

第十三次中間とりまとめ以降、本作業部会において、本制度の実施に必要な詳細論点について議論した。**その中で、調達実績等を踏まえ検討を進めることとした事項について、以下（参考図2-23）のとおり整理する。**

(参考図2-23) 2回目以降の募集に向けた継続検討事項

継続検討事項	出所	初回募集時の対応
・ 調達エリアについて、本制度の開始以降、予備電源の調達状況や高経年火力の立地の状況を踏まえ、適宜見直す。	・ 第十三次中間とりまとめ (p.48)	・ 東エリア（北海道、東北、東京）と西エリア（中部、北陸、関西、中国、四国、九州）に分ける。
・ 予備電源全体を見て判断すべき要素（燃料種や全体の電源立地のバランス等）の観点を特に重視して評価する。	・ 第十三次中間とりまとめ (p.51)	・ 初回募集においては、これらの点について特段の仕組みを設けず、初回以降の落札結果等を踏まえ、必要に応じて検討する。 (第90回作業部会（2024年3月22日）)
・ 短期立ち上げ・長期立ち上げの双方での応募を認める。	・ 第十三次中間とりまとめ (p.52)	
・ 立ち上げプロセスの費用負担の在り方及び立ち上げプロセスの主体について、電力・ガス基本政策小委員会で議論されている供給力確保の在り方と合わせて別途検討。	・ 第十三次中間とりまとめ (p.57)	・ 応札を求める立ち上げプロセスは、供給力（kW）を確保するための以下の公募等又はオークションとする。 ✓短期立ち上げの予備電源は、落札から実需給まで短期間で立ち上げを求められる公募等（例えばkW公募等） ✓長期立ち上げの予備電源は、容量市場の追加オークション

【参考】 2回目以降の募集に向けた継続検討事項（2）

第十七次中間とりまとめ
(2024年6月28日)

(参考図2-23) 2回目以降の募集に向けた継続検討事項

継続検討事項	出所	初回募集時の対応
<ul style="list-style-type: none"> 対象電源種について、今後、容量市場の不落札電源等の状況を見ながら、必要に応じて対象電源種を見直す。 	<ul style="list-style-type: none"> 第83回作業部会（2023年7月31日）資料5（p.3） 	<ul style="list-style-type: none"> まずは火力のみを対象にする。
<ul style="list-style-type: none"> 立ち上げプロセスへの応札以外の項目（緊急時の立ち上げ要請、休止状態の維持、想定立ち上げコスト）については、少なくとも制度開始当初は、リクワイアメントの達成基準となる数値的な線引きや、遵守状況のつぶさな確認、経済的なペナルティをあらかじめ設定することはしない。 今後、具体的な事例が生じ、数値基準を決められる段階で、具体的な基準の検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 第85回作業部会（2023年10月13日）資料3（p.7） 	<ul style="list-style-type: none"> 立ち上げプロセスへの応札以外の項目については、事業者に遵守を求め、守られない時には、事業者への説明等を求め、必要に応じてその状況の公表等も行いつつ、最終的には契約解除できる。 なお、休止状態の維持に反して予備電源を立ち上げた場合は、他市場収益に関するペナルティではなく、立ち上げ時点に遡り、契約解除と併せて退出ペナルティ（10%）を科す。（第86回作業部会（2023年11月29日）） また、緊急時の立ち上げ要請は、合理的な理由なく立ち上げに応じない場合に、必要に応じてその状況の公表等を行う。（第87回作業部会（2023年12月25日））
<ul style="list-style-type: none"> 短期立ち上げの予備電源における想定立ち上げコストのあるべき水準については、継続的に検討を深める。 	<ul style="list-style-type: none"> 第88回作業部会（2024年1月31日）資料3（p.14） 	<ul style="list-style-type: none"> 短期立ち上げの予備電源については、想定立ち上げコストについて特段の条件を設けない。
<ul style="list-style-type: none"> 予備電源の応札価格と比較する容量市場の目安の価格について、まずはこれまでに実施した過去4回の容量市場の価格の平均を目安の価格として設定する。 目安の価格の在り方については、調達実績も踏まえ必要に応じて見直す。 	<ul style="list-style-type: none"> 第89回作業部会（2024年2月28日）資料3（p.15） 	<ul style="list-style-type: none"> 予備電源の応札の目安とする価格は、容量市場の過去4年度間における経過措置を考慮した総平均単価の平均値（6,429円/kW）とする。

【参考】 2回目以降の募集に向けた継続検討事項（3）

第十七次中間とりまとめ
(2024年6月28日)

(参考図2-23) 2回目以降の募集に向けた継続検討事項

継続検討事項	出所	初回募集時の対応
<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度開始当初は短期立ち上げと長期立ち上げで目安の価格に差を設けないこととし、調達実績を踏まえ必要に応じて見直す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第89回作業部会（2024年2月28日）資料3（p.19） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 短期立ち上げと長期立ち上げで目安の価格に差を設けない。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 初回募集においては、既に確保している予備電源は存在しないため、上記の条件が当てはまる可能性が高くなるが、そのことが事業者の応札行動に変化をもたらす可能性があるため、初回募集については上記の条件を適用せず、初回募集時の調達状況を踏まえ2回目以降から本条件を適用することとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第89回作業部会（2024年2月28日）資料3（p.21） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目安の価格を上回っていても落札とできる限定的な条件は適用しない。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度開始当初は追加調達を行わず、予備電源の制度開始以降の募集の実績等を踏まえ、検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第89回作業部会（2024年2月28日）資料3（p.37） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 追加調達は行わない。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 募集量について、2回目以降については、初回募集で確保できた電源を踏まえ、あらためて検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第90回作業部会（2024年3月22日）資料4（p.18） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初回は東エリアと西エリアのそれぞれで100万kW（短期立ち上げ・長期立ち上げの合計）を募集量として設定する。